交野市文化財分布地図

（平成30年改訂版）

－歴史ゆたかな町交野－

交野には、古くから数多くの文化的遺産があります。１万年以上も前の石器が出土した神宮寺遺跡は、交野山麓の旧石器時代から中世にかけて栄えた遺跡で、そこから出土した神宮寺式土器は、縄文時代早期の土器の編年となる土器として知られています。また交野の母なる川、天野川流域ではかなり古くから稲作が行われており数多くの遺跡があります。

昭和５５年には全長１００ｍを超す前方後円墳（雷塚）を含む森古墳群が発見され、この地方一帯にはかなりの勢力をもった一族がいたことがうかがわれます。

昭和５８年には傍示地区の八葉蓮華寺から鎌倉時代の代表的な仏師である快慶作の阿弥陀如来立像が発見され、文化度の高い土地柄を物語っています。このように全国でも数少ない貴重な文化財が残る交野は、市民が誇りうるまちです。

本市では、このような貴重な文化的遺産を守るため、その資料の整備及び周知に努めてまいりました。この度、既存の分布地図を基にして地図の再改訂を行いました。本市の場合、未発見の文化財も数多いと推察します。今後とも加除修正を行いより充実をはかる所存でございます。

開発事業等の計画にあたりましては、この分布図を参考に計画されれば幸いかと存じます。今後とも文化財保護に一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

１．本地図は、『交野市埋蔵文化財遺跡分布地図』（平成 20 年改訂）をもとに、その後の発掘調査等で新たに確認された遺跡を追加して作成した遺跡地図である。
２．本地図は、交野市全図（1：10,000　平成 25 年度作成）を使用し、遺跡の番号は地図及び文化財一覧表とともに統一した。
３．本地図において、実線で示した範囲内は、「周知の埋蔵文化財包蔵地」に該当し、この範囲内での土木工事・建設工事等の開発行為を行う場合には、文化財保護法に基づき事前の届出が必要である。また、遺跡の周辺域においても試掘調査、分布調査を実施する場合があるので、事前に本市教育委員会に照会されたい。
４．遺跡の範囲は、平成 30 年３月現在のものであり、発掘調査の進展等により新たに遺跡が発見される場合もあるので、将来訂正を加える場合がある。最新の情報については、市教育委員会に照会していただきたい。

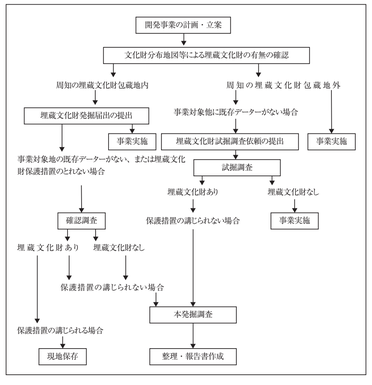

※埋蔵文化財についての問い合わせ先

交野市教育委員会　社会教育課　文化財係
〒576－0052　交野市私部２丁目29番１号
電　話（072）893－8111
ＦＡＸ（072）892－1700

関係法律

文化財保護法（抄）

昭和25年５月30日　法律第214号

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第92条　土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、発掘に着手しようとする日の30日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2　埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第93条　土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、其つか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第１項の規定を準用する。この場合において、同項中「30日前」とあるのは、「60日前」と読み替えるものとする。

2　埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときには、文化庁長官は、前項で準用する前条第1項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

第94条　国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第97条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第1項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2　文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議をもとめるべき旨の通知をすることができる。

3　前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官と協議しなければならない。

4　文化庁長官は、前２項の場合を除き、第１項の通知があった場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5　前４項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和23年法律第73号）第４条第２項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

（埋蔵文化財包蔵地の周知）

第95条　国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

2　国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

（遺跡の発見に関する届出、停止命令等）

第96条　土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により其つか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第93条第１項の規定による調査に当たって発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2　文化庁長官は、前項の届出があった場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、３月を超えることができない。

3　文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

4　第２項の命令は、第１項の届出があった日から起算して１月以内にしなければならない。

5　第２項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、１回に限り、当該命令に係る全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して６月を超えることとなってはならない。

6　第２項及び前項の期間を計算する場合においては、第１項の届出があった日から起算して第２項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。

7　文化庁長官は、第１項の届出がなされなかった場合において、第２項及び第５項に規定する措置を講ることができる。

8　文化庁長官は、第２項の措置を講じた場合を除き、第１項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第２項の措置を講った場合を除き、第１項の届出がなされなかったときも、同様とする。

9　第２項の命令によって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

10　前項の場合には、第41条第２項から第４項までの規定を準用する。

遺失物法（抄）

明治32年３月24日　法律第87号

第１条　他人ノ遺失シタル物件ヲ拾得シタル者ハ速ニ遺失者又ハ所有者其ノ他物件回復ノ請求権ヲ有スル者ニ其ノ物件ヲ返還シ又ハ警察署長ニ之ヲ差出スヘシ但シ法令ノ規定ニ依リ若ニ所有者所持スルコトヲ禁シタル物件ハ返還スルノ限ニアラス

2　物件ヲ警察署長ニ差出シタルトキハ警察署長ハ物件ノ返還ヲ受クヘキ者ニ之ヲ返還スヘシ若シ返還ヲ受クヘキ者ノ氏名又ハ居所ヲ知ルコト能ハサルトキハ命令ノ定ムル所ニ従ヒ公告ヲ為スヘシ（中略）

第13条　埋蔵物ニ関シテハ第10条及第10条ノ２ヲ除クノ外本法ノ規定ヲ準用ス（以下略）

文化財一覧表

	文　化　財　名　称	種　　類	時　　代
1	郡津渋り遺跡	散布地	弥生～中世
2	ハセデ遺跡	散布地	弥生～古墳
3	郡津丸山古墳	古　墳	古　墳
4	郡津大塚	古　墳	古　墳
5	郡津梅塚	古　墳	古　墳
6	交野都街跡	官衙跡	古墳～中世
7	長宝寺跡	寺院跡	飛鳥～中世
8	私部城遺跡	城館跡	室　町
9	私部城遺跡	散布地	弥生～古墳
10	北田家住宅（重文）	建造物	江　戸
11	でがしら遺跡	城館跡	室　町
12	焼塩内遺跡	散布地・古墳	古墳～室町
13	安養寺跡	寺院跡	中　世
14	倉治遺跡	散布地	弥生～古墳
15	東倉治遺跡	散布地・集落跡	縄文～近世
16	清水谷古墳	古　墳	古　墳
17	倉治古墳群	古　墳	古　墳
18	神宮寺遺跡	散布地・集落跡	縄文～中世
19	開元寺跡	寺院跡	奈　良
20	尾上遺跡	集落跡	不明～室町
21	岩倉開元寺跡	寺院跡	鎌倉・室町
22	寺村北遺跡	寺院跡・集落跡	奈良～中世
23	大谷北窯跡	窯　跡	古　墳
24	大谷窯跡	窯　跡	古　墳
25	やぶ古墳	古　墳	古　墳
26	京の山古墳	その他の墓	不　明
27	山添家住宅（重文）	建造物	江　戸
28	今井遺跡	散布地	鎌　倉
29	寺村遺跡	散布地・集落跡	縄文～中世
30	交野車塚古墳群	古　墳	古　墳
31	寺古墳群	古　墳	古　墳
32	傍示遺跡（金剛寺跡）	寺院跡	古墳・平安～室町
33	八葉蓮華寺（重文・阿弥陀如来立像）	彫　刻	鎌　倉
34	雨山遺跡	集落跡	弥　生
35	森古墳群	古　墳	古　墳
36	私部南遺跡	集落跡・生産遺跡	縄文～近世
37	森遺跡	集落跡・生産遺跡	弥生～中世
38	天田神社遺跡	散布地・集落跡	弥生～古墳
39	有池遺跡	集落跡・生産遺跡	縄文～中世
40	馬場遺跡	散布地	鎌倉～室町
41	獅子窟寺（国宝・薬師如来坐像）	彫　刻	平　安
42	私市慈墓石造地蔵菩薩立像（府・重美）	彫　刻	鎌　倉
43	私市滝が広遺跡	集落跡・その他の墓	平　安
44	妙見山古墳	古　墳	古　墳
45	磐船峡（府・名勝）	峡　谷	
46	小松寺跡	寺院跡	平　安
47	星田旭遺跡	散布地	縄　文
48	長谷古墳	古　墳	古　墳
49	布懸遺跡	散布地	旧石器・中世
50	星田駅北遺跡	散布地	鎌倉～室町
51	外殿堀内遺跡	散布地	中　世
52	門ノ木遺跡	散布地	古　墳
53	坊領遺跡	散布地	縄文～中世
54	東高野街道	街　道	
55	そのむら遺跡	集落跡	古代・中世
56	星の森遺跡	散布地	縄文・弥生
57	新宮山遺跡	寺院跡	弥生・鎌倉～江戸
58	交野東車塚古墳（府指定）	古　墳	古　墳
59	薬師寺（市指定・薬師如来立像・千体仏）	彫　刻	室　町
60	星田寺（市指定・十一面観音立像）	彫　刻	平　安
61	廃千手寺（市指定・聖観音立像・如意輪観音坐像）	彫　刻	室　町
62	須弥寺遺跡	寺院跡	飛鳥～近世
63	鎧塚古墳	古　墳	古　墳
64	上私部遺跡	集落跡	古墳～中世
65	上の山遺跡	集落跡・その他の墓・生産遺跡	旧石器～近世
66	大畑古墳	古　墳	古　墳
67	平池遺跡	集落跡	旧石器・古墳・平安～中世
68	北代遺跡	集落跡	古代～中世
69	交野山石切場跡	生産遺跡	中世～近世
70	岩倉開元寺参道跡	道	中世～近世
71	堀之内遺跡	集落遺跡	古代～中世
72	四馬塚遺跡	集落遺跡	古代～中世
73	獅子窟寺遺跡	散布地	中世